

(13.11.1 広印)

## 下級裁ホームページの運用について

### 1 ホームページの仕組み

- (1) 最高裁判所において開設しているインターネットホームページの中に、下級裁判所専用のホームページの枠を設け、下級裁判所のホームページを作成する。
- (2) 下級裁判所のホームページは、高等裁判所については単独で、地方裁判所及び家庭裁判所については合同で設置するのを原則とする。地方裁判所と家庭裁判所の分割については、運用の状況を見ながら、各庁の意見も踏まえて検討していく。
- (3) 下級裁判所のホームページの管理運営（記事の掲載、外部からの問い合わせ等を含む。）は、基本的に下級裁判所の裁量、創意工夫にゆだね、各庁において総務課を主管課とした責任体制を構築する。地方裁判所及び家庭裁判所については、各庁の総務課間で連携をとる。  
なお、開設時の記事内容については、最高裁判所の関係局課で誤記等の有無を確認するが、間違いでない限り各庁の判断を尊重して修正を求めないこととする。
- (4) 最高裁判所においては、広報課及び総務局制度調査室が下級裁ホームページのサポート事務を行う。

なお、下級裁ホームページの公開に向けて、掲載記事（広報課担当）及びシステム面（総務局制度調査室担当）のそれぞれの観点からの運用要領を作成して示すこととする。

### 2 ホームページの掲載事項について考慮すべき視点

- (1) 国民のニーズの有無
- (2) 裁判所からの情報発信としての有効性
- (3) 裁判所の執務への支障

- (4) プライバシー保護
- (5) 裁判所の公平性及び中立性の観点からの配慮
- (6) 掲載及びメンテナンスのための事務負担及びコスト
- (7) 最高裁ホームページと下級裁ホームページの役割分担

### 3 掲載項目及び内容

以下の項目及び内容について、各庁の判断で掲載可能である。ただし、主要判決速報については、掲載すべき判決等があるときには必ず掲載する。

#### (1) アクセス情報

ア 裁判所の所在・アクセス案内（地図及び文字情報）

イ 電話番号・FAX番号案内

窓口となる総務課のFAX番号については電話番号と同様に掲載可能である。

ウ 庁舎案内

警備等の事務に支障のない範囲で掲載可能である。

#### (2) 裁判所の紹介（統計・職員数等）

組織や統計については、データブック2001の内容やSSDBSによるデータを基本に、裁判所にとって支障のない範囲で掲載可能である。人員については、当分の間求意見を経た上で掲載可能である。

#### (3) 所長（長官）の紹介

写真及び経歴について、最高裁判所判事と同様の範囲で掲載可能である。ただし、それ以外の裁判官、一般職、調停委員、司法委員、参与員等は、プライバシーの保護や警備等執務上の支障などの問題から、掲載しない扱いとする。

#### (4) 法廷担当一覧

各部の裁判官名（兼務等は特定しない。）、開廷予定曜日等が掲載可能である。

#### (5) 手続案内

- ア 総合手続案内（事物管轄、土地管轄等を含む。）
- イ 民事（通常、保全、執行、破産）、家事等手続案内
- ウ 刑事、少年手続説明（一般的なもの。検察審査会も含む。）
- エ 競売情報（入札手続案内）
- オ 簡裁手続（少額・督促等）

一般的な手続案内については、最高裁ホームページの内容を充実させて、各庁がリンクをはって利用できるようにする。ただし、各庁の取扱いなどの詳細な情報などについては、内容が正確である限り、更に各庁において創意工夫することは差し支えない。

(6) 書式例（添付すべき書面の説明を含む。）

- ア 民事（訴状、答弁書、執行停止、担保取消等）
- イ 競売（申立書記載要領、入札書、引渡命令申立書等）
- ウ 破産（各種申立書（現在窓口にそろえてあるもの）等）
- エ 家事（現在FAXサービス等で提供中のもの等）
- オ 簡裁（少額、督促、調停等）

(5)と同様に、定型書式を中心に最高裁ホームページにおいて掲載するものを各庁でリンクをはって利用できるようにする。ただし、アからオまでに記載の書式等について、内容が正確である限り、各庁において、いわゆるローカルルール的な側面も含め創意工夫することは差し支えない。

(7) お知らせコーナー

- ア 裁判所見学案内
- イ 裁判所主催の講演会案内
- ウ 庁報記事の掲載

従来の庁報記事は部内配布を念頭において記事等が作成されているので、外部広報の観点から再検討した上、掲載することも可能である。

エ 検察審査会の制度説明

オ 法廷通訳関係情報（制度説明、導入説明会の説明、法廷通訳セミナーの開催案内等）

(8) 主要判決速報

ア 民事及び刑事の判決について判決速報を掲載する（家事審判等非公開手続によるものは掲載しない。）。掲載すべき下級裁判所の判決の選定については下級裁判所の判断によるものとする。

イ 選定基準の目安は、①社会における紛争解決の参考となるようなもの又は②公害訴訟や行政訴訟のように地域住民の利害など公共の利益にかかわるもので、判例タイムズや判例時報に掲載されるものよりもやや広めのものとする。

また、刑事事件については、プライバシーについて高度の注意を要するとともに、掲載により被害者感情を著しく害するものや模倣性の高いものなどの特殊性に配慮する必要がある。

ウ 判決の選別がある程度統一されるよう、しかるべき担当裁判官を指名するなど責任体制を構築する。運用として、選定主体が部中心になることは差し支えない。

支部の判決の掲載については、当該支部において選定し、本庁の委員会等に諮ることとする。

エ 選定された判決について、当該判決をした裁判官の所属する部による仮名処理を行う。

(ア) 仮名処理の範囲

別添「下級裁ホームページ「主要判決速報」掲載判決の仮名処理等の基準について」のとおり

(イ) 仮名処理の担当者

具体的な部内での作業主体については各部の協働態勢にゆだねる。

オ 判決に添付してある図面又は物件目録、刑事判決における証拠の標目など

は、判決本文の意味内容の理解に不可欠でない限り、適宜掲載を省略して差し支えない。

カ 掲載の時期は、各庁の掲載状況及び速報性の趣旨に照らし、各庁において適宜判断する。

キ 掲載の期間としては、別途設ける一定の基準による。

ク 判決の要旨は、公正で正確な報道の担保のために司法行政上の便宜供与として事務局が作成し報道機関に交付するメモであり、すべての判決で作成するものではない点を考慮すると、当面は掲載しない扱いとする。

ケ 最高裁ホームページとの連動

本コーナーは、速報であり、検索機能は持たせない。ただし、その判決を集約したデータベースを最高裁判所のホームページに設置することとし、下級裁判所においてホームページに判決をアップロードする際、最高裁判所の下級裁判決データベースにも同時にアップロードされるシステムとする。

#### (9) 採用試験情報

各庁独自の採用試験に関する情報（正規試験の試験場所等の独自情報、選考採用試験等独自試験の情報等）等が掲載可能である。

#### (10) 傍聴券交付情報

#### (11) ADR（裁判所外の紛争解決機関）の案内

裁判所の窓口へのADRのパンフレットの備置き依頼に対する対応と同様の考慮を行った上、掲載することも可能である。具体的には、①当該ADRに公共性が認められること、②有償のもののみを紹介する形とならないこと、③紛争の一方当事者を支援する形態のものについては、当該紛争類型が社会問題として広く認知され、内容や体裁が過度に一方当事者に傾向したものや政治的なものでないこと、④裁判所の政策と混同されないこと、⑤あくまでADRのうちの一つであり、裁判所が積極的に利用を勧めているとの誤解を与えないなどの配慮が必要である。

## 4 掲載が適当でない項目

### (1) 事件関係情報

#### ア 開廷期日情報

現時点では見合させる。将来的には、裁判事務処理システムの導入に合わせて掲載を検討する。

#### イ 破産手続情報

##### (ア) 破産・免責一覧

財務省印刷局による官報のインターネット配信と競合するので、掲載しない扱いとする。

##### (イ) 破産手続進行状況

非公開であり、掲載しない扱いとする。

#### ウ 不動産競売手続情報

新聞広告依頼用のデジタルデータを利用するなど、あまり事務負担のない形による方法が可能であれば売却物件情報や入札結果情報を掲載することも検討したが、基本的には裁判所サイドにはそのまま利用できるデジタルデータがないようであるから、新たに掲載データを作成する場合は、相当の事務負担が生じることが予想される。

また、民事局において、近い将来という前提で、いわゆる「3点セット」とともにインターネットによる公開システムを検討中とのことであるので、掲載は見合せる。

#### エ 掲示板掲示情報（公示送達等）

掲載のニーズがなく、掲載しない扱いとする。

### (2) 広報関係情報

裁判所に対する意見を募ることについては、裁判所の掲示板（書き込み自由なスペース）を設置する方法や、メールアドレスを掲載してメールを募る方法が考えられる。しかし、前者にあっては、掲載不相当と考えられる悪質な書き

込みを24時間態勢で監視することは不可能であり、後者についても、外部からのメールを処理する事務量を考えると、いずれも問題がある。以上から、現時点では難しいといわざるを得ない。ただし、特に後者については、近い将来の実現を見据えての研究課題である。

下級裁ホームページ「主要判決速報」掲載判決の仮名処理等  
の基準について

- 1 下級裁ホームページの「主要判決速報」の判決公開（掲載）部分について  
民事事件と刑事事件の判決の主文以下の部分とする。判決冒頭の当事者の表示  
欄（別紙で引用した場合の当事者目録も同じ）は、公開の対象外である。  
刑事事件における証拠の標目については、記載を省略する。
- 2 主文以下の部分における仮名処理基準について
  - (1) 個人名  
個人名は、原則として、通称、通名、芸名、雅号等を含め、仮名処理する。  
ただし、検察官及び当該事件の訴訟代理人であることが明らかな弁護士の個人  
名については、仮名処理しない。裁判例の本文部分の末尾に記載されている裁  
判官の個人名については、仮名処理しない。
  - (2) 法人その他の団体名  
民事事件は実名とし、刑事事件は仮名処理をする。民事事件、刑事事件とも  
国、地方公共団体その他公的機関の長は仮名処理する（個人と同様に扱う。）。
  - (3) 地名  
市、郡、東京都の特別区より小さい行政区画、地番等については、原則とし  
て仮名処理をする。
- 3 仮名処理の方法（文字の置換え方法）
  - (1) 氏名、名称  
当事者、代理人等の氏名（名称）を「A」、「B」、「C」等のように置き  
換える。ただし、原文中「原告〇〇〇〇（以下「〇〇」という。）」のように  
表記されている場合には、単に「原告A」と表示する。

団体については、「銀行」、「信用金庫」、「商事」、「協会」、「労働組合」等の種別を示す部分は原文のまま記載し、当該団体を特定することになる固有名詞を構成する部分を仮名処理する。

## (2) 地名

### ア 日本国内

都道府県及び市郡まで（東京都特別区は区まで）を記載し、それより小さい行政区画、地番等は符号で置き換えることとし、例えば「東京都千代田区 a 町 b 番 c 号」と表示する。別紙目録等に記載されている住所、地名等についても同様とする。

### イ 外国

日本国内の住所に準じて置換処理を行う。

## (3) 符号の付け方

原則として、記載順序に従い、A, B, C, …, Zのように、全角大文字のアルファベットに置き換える。同一主体を示すものが再度記載されている場合には、同一の符号を付ける。ただし、原文中に「A」、「B」等の文字が使用されているときは、混乱を避けるために符号を区別し、当事者名等を「甲」、「乙」、「丙」等又は「a」、「b」、「c」等と表示する。

なお、原文中に記載されている個人又は団体の総数が26を超えるときは、原告、被告、被告人、証人等の種別ごとに、「原告A1」、「原告A2」、「被告B1」、「被告B2」等のようにアルファベットと数字を組み合わせて表示する。ただし、原告の表示を「原告A1」、「原告A2」等と表示した場合において、その他の当事者等の総数が25以下であるときは、「被告B」、「被告C」等のようにアルファベットのみで表示する（被告についても「被告B1」、「被告B2」等とする必要はない。）。

## 4 例外

次の事例のように、実名等で表記しないと判決情報の価値がなくなるような場

合又はプライバシー保護の観点からは仮名処理の必要性が乏しい場合には、実名で記載するかどうかを個別に検討する。

- (1) 引用されている文献の著者名及び出版社名（文献の内容自体が裁判上の争点となっている場合を除く。）
- (2) 明白に歴史上の人物と認められる個人
- (3) 元は個人名であるが、現在ではブランド名として一般に認められているもの  
(例) シャネル
- (4) 著作物中の登場人物であることが明白である固有名詞（それ自体が裁判上の争点となっている場合を除く。）

(参考) 仮名処理の具体例

1 個人名

原告○○○○	→ 原告A
被告○○○○	→ 被告B
被告人○○○○	→ 被告人A
証人○○○○	→ 証人C
訴外○○○○	→ 訴外D
利害関係人△△商事こと○○○○	→ 利害関係人F商事ことG
目撃者○○○○	→ 目撃者H

(注)

- 1 一方当事者が1人のときは原文において「原告」、「被告人」等と表示されているのが通例であるから、あえて「原告A」等と記載する必要はない。
- 2 「訴外○○○○（以下「○○」という。）」は、単に「訴外A」と表示し、2度目以降の「○○」は、「A」と表示する。

2 団体名

○○株式会社	→ A株式会社
株式会社○○銀行	→ 株式会社B銀行
被告△△商事株式会社の代表取締役○○○○	→ 被告C商事株式会社の代表取締役D
○○県信用保証協会	→ E協会

(注)

- 1 「株式会社○○銀行（以下「○○銀行」という。）」は、「株式会社B銀行」と表示し、2度目以降の「○○銀行」は、「B銀行」と表示する。
- 2 「△△信用金庫の労働組合（以下「労組」という。）」は、「F信用金庫の労働組合（以下「労組」という。）」と表示する。

3 地名

東京都千代田区隼町4番2号 → 東京都千代田区 a 町 b 番 c 号

大阪市北区西天満二丁目1番10号 → 大阪市 d 区 e f 丁目 g 番 h 号

愛媛県南宇和郡城辺町甲3887番地 → 愛媛県南宇和郡 i 町 j 番地

{裁判所の紹介}

## 裁判所の紹介

第1 ○○地方・家庭裁判所の組織について

- 1 組織の概要について
- 2 職員数について

第2 ○○地方・家庭裁判所の事件の状況について

- 1 昨年の自然人の自己破産申立件数の状況について

「下級裁ホームへ」・「HOME」

## 〔裁判所の紹介〕

## 裁判所の紹介

## 第1 ○○地方・家庭裁判所の組織について

## 1 組織の概要について

1

6

「下級裁ホームへ」・「HOME」・「戻る」

{所長の紹介}

掲載原稿作成上のポイント

最高裁判事の掲載事項については、一応以下の基準を設けていますので、これを参考に、所長（長官）の意向を確認しながら作成してください。

- (1) 裁判官任官等の前の経歴については、大学卒業と修習開始のみ記載し、任官等後の異動は一応すべて掲載するが、兼務等は省略したりまとめたりするほか、委員や外部団体等の役職は掲載しない。ただし、最終的には、本人の意向で基準と異なる場合もあり得る。
- (2) 写真については、本人の希望の物を掲載する。方向性としては、証明写真的なものよりもできるだけ柔らかな表情等のものを掲載するようしている。
- (3) メッセージは趣味、信条などを就任記者会見の内容等を参考に作成して本人の確認を経て掲載する。

(所長の紹介)

## 所長（長官）の紹介

〇〇地裁所長 ○ ○ ○ ○

「略歴」

・・・・・  
・・・・・  
・・・・・

(写真)

・・・・・  
・・・・・  
・・・・・  
・・・・・

「メッセージ」

・・・・・  
・・・・・

〇〇家裁所長はこちらをご覧ください。

「下級裁ホームへ」「HOME」